

資料2 - 1	H18.9.27
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

地域生活支援給付事業の実施について

1 対象サービス

地域生活支援給付の対象サービスは、次のとおりとする。

- (1) 移動支援
- (2) 訪問入浴サービス
- (3) 日中一時支援
- (4) 生活サポート
- (5) 経過的デイサービス

2 サービス提供の事務フロー

- ・ サービス提供の事務フローは、資料2 - 2のとおりとする。(現時点での検討内容であり、上限額管理の事務フローについては、変更される可能性がある。)

3 事業者登録

- ・ 地域生活支援給付のサービスを提供できる事業者は、サービス提供前に市(障害者自立支援課)に登録した事業者のみとする「登録事業者」制度を採用する。
- ・ 登録の有効期間は、3年間とする。
- ・ 既存サービスから移行するサービスに係る9月30日現在の指定障害福祉サービス事業者について、別途定める手続きにより10月1日付けにて平成19年3月31日までの登録を行い「登録通知書」を交付する(資料2 - 3参照)。

4 支給決定

- ・ 利用者は、サービス利用前に市(区福祉サービス課等)に申請し、支給決定・受給者証の交付を受けるものとする。
- ・ 支給決定期間は、1年間とする。
- ・ 障害福祉サービスから移行するサービスについては、9月30日現在の支給決定利用者について、支給申請がなされたものとみなし、10月1日付けにて平成19年3月31日までのみなし支給決定を行い「仮受給者証」を交付する(資料2 - 4参照)。

5 利用契約

- ・ サービス利用契約の締結の際、サービス提供事業者は、利用者の受給者証又は仮受給者証(以下、この項において「受給者証」という。)に所要事項を記入し、その写しを取るものとする。
- ・ サービス提供事業者は、利用者とのサービス利用契約の締結後速やかに、所要事項

を記入した受給者証の写しを添えた契約報告書を市に提出する。

- ・ 10月以降も継続してサービスを提供する利用者については、10月16日(月)までに事業者から名簿を提出することで、10月1日付けにて契約締結の報告があったものとみなす。

6 サービス提供

- ・ サービスの提供は、サービス利用計画に基づいて行うことを基本とする。
- ・ サービス提供事業者は、サービスを提供した都度、「実績記録票」に提供実績を記録し、利用者の確認印を受けるものとする。

7 報酬基準

- ・ 報酬は単位制とする。一単位あたりの単価は、障害福祉サービスにおける「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に準じて定める。

8 請求事務、統合上限額管理

- ・ 請求事務の詳細及び統合上限額管理については、10月下旬に予定する「地域生活支援給付事務処理説明会」にて説明する予定である。
- ・ 事務処理説明会までの間は、サービス提供実績について、実績記録票への記載を行うこと。